

道立高等学校等における通級による指導

令和2年4月 北海道教育委員会

学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度から高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）において、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態、いわゆる「通級による指導」を実施することができるようになりました。

小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、一部の授業において自立活動に相当する指導（以下「自立活動」という。）を設定し、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的としています。

このリーフレットは、高等学校等における通級による指導の基本的な考え方や、自立活動の事例について紹介しています。

1 基本的な考え方について

(1) 対象生徒

言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい又はその他障がいのある生徒のうち、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導が必要であると校長が認定した者とする。

(2) 指導形態

北海道においては、高等学校等が広域に分散している本道の地域特性を踏まえ、対象生徒が在籍する学校において指導を受ける「**自校通級**」を原則とするが、対象生徒や地域・学校の状況等を踏まえ、「**他校通級**」※1や「**巡回指導**」※2も検討する。

※1 他校通級（他の学校に週に何単位時間か定期的に通級するなどして、指導を受ける）

※2 巡回指導（通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、指導を行う）

(3) 実施までのプロセス

1 学年前期 (4月～9月)	- 校内委員会が中心となり、本人及び保護者の同意を得て、対象となる可能性がある生徒の状況を把握するとともに、自立活動※3の必要性について検討。 - 本人及び保護者の希望を踏まえ、校内委員会において、自立活動の内容を検討。
1 学年後期 (10月～3月)	- 放課後等を活用して、当該生徒の実態に応じた自立活動を試行。 - 試行の状況を踏まえ、校内委員会において自立活動の必要性、指導内容について検討。 - 校内委員会での検討や特別支援学校の教員等からの意見を踏まえ、校長が対象生徒を決定し、特別の教育課程を編成。
2～3(4) 学年	自立活動を実施。

※3 特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）の「自立活動」で示されている項目から、生徒の状態や発達 の程度等に応じて必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定します。
（事例は裏面のほか、「道立高等学校等における『通級による指導』の手引」URL：
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/tuukyutebiki.pdf> に掲載）

(4) 授業時数

週当たりの授業時数は、対象生徒の障がいの状態を十分に考慮して負担過重にならないように配慮することができます。

(5) 単位認定

障がいに応じた特別の指導に係る修得単位数は、**年間7単位を超えない範囲**で卒業（全課程の終了）に必要な単位数に加えることができます。

2 自立活動の実践事例（発達障がいのある生徒への自立活動の例）

テーマ	会話のやりとりが困難な生徒へのソーシャルスキルトレーニングの指導
目標	話の聞き方のポイントを理解し、実際の会話の中で生かすことができる。
選定した項目	○ 言語の受容と表出に関すること。【6 コミュニケーションー(2)】 ○ 他者の意図や感情の理解に関すること。【3 人間関係の形成ー(2)】

特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）の「自立活動」で示されている項目

	学 習 活 動
導 入	■ 話の聞き方について学習することを知る。 ・ 活動の流れを把握して、授業の見通しをもつ。
展 開	■ 教師2人による演示を見る。 ・ 良い例（視線を合わせる、話に頷く など） ・ 悪い例（明らかに話を聞いていない、携帯電話を操作する など） ■ 話の聞き方のポイントをワークシートに書く。 ・ 教師の演示を見て、気付いたことや具体的な表現の仕方を書く。 ■ 教師と話し合い、話の聞き方のポイントを確認する。 ・ 聞き方の具体的なポイントを確認し、必要に応じてワークシートに書く。 ■ 話の聞き方の練習をする。 ・ 教師と会話する。 ・ 職員室に行き、他の先生と会話をする。
まとめ	■ 振り返り ・ 感想や、今後、自分で取り組んでみたいことを教師と話し合う。

自立活動は、通常の授業時間中にその授業に替えて行うほか、放課後や、場合によっては夏休みなどの長期休業期間中に実施することも可能です。いずれの場合においても、対象生徒やその保護者の意向を確認の上、実施することとなります。自立活動を通じて、対象生徒が身に付けた内容は、日常生活や学習場面で活かされるよう、学校全体で支援を進めます。

■ 相談窓口

- 在籍する高等学校及び中等教育学校
- 各教育局教育支援課義務教育指導班及び高等学校教育指導班
URL : <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/kyoikugyosei/kyoikukyoku/index.htm>
- 北海道立特別支援教育センター
URL : <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp>